

あいち
愛知
はたら
働くもののいのちと
けんこう
健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>



逆転勝訴の名古屋高裁に入廷する堀さんと支援する会のみなさん 2010.5.21

「無念！」と言い残した夫、妻の訴え届く

名古屋高裁、堀さんの公務上災害を認める

5月21日(金)、名古屋高等裁判所・高田健一裁判長は、2002年(平成14)5月27日豊川市児童課長の堀照伸さんが自死した事件について、公務外裁定の取消しを求めた裁

判で一審判決を取消し、逆転勝訴しました。

支援する多くの人の「基金は上告するな」の要請にもかかわらず、上告期限の6月4日(金)午後、不当にも上告しました。

◆原告・堀しずゑさんのメッセージ

判決文を何度も何度も読み返し、私たちの探した事実を名古屋高等裁判所高田裁判長は、公正に判断して下さったことに感謝申し上げます。

これも、私を支えて下さった支援者の方たちの努力の賜だったと感謝します。公務員であった主人は、仕事のことは秘密厳守のためか、滅多に口に出すことはありませんでしたが、児童課長に異動してすぐ怒りっぽくなり、辞めたいと洩らしていました。通夜、葬儀の時弔問にこられた方々が、口々に虐められたと言う。メモ書きの遺書に書いてあったことから、虐められたと思い、公務災害認定の申請を要望しました。豊川市役所は、「なにもない」の一言です。

虐めは本人しか判断しにくく、これを豊川市役所は逆手にとり、「虐めはない。本人が思いこんでいただけだ。」と主張していました。主人が亡くなった後、豊川市役所内では箝口令が敷かれ、「堀のことは何も言うな！」とおふれが出されたことは事実です。これらを聞き私は到底納得できませんでした。何故隠すのでしょうか！真実が知りたいと強く思いました。

2010年6月4日、国側は不当にも上告しました。「パワハラによりうつ病を発症し

過労自死」について、最高裁判所での判断を仰ぐことになりました。一審では、「仕事の大変さ、家庭での不和などは無いが、本人がうつ病になりやすい性格だった」との判決でした。私は、「うつ病になったのは、仕事場でなったのだ！公務災害！」と主張しました。これは間違いでしょうか?!

箝口令が敷かれた中、勇気を持って証言してくれた阿部さんのおかげで逆転勝利判決が頂けたと思っております。

これ以上主人のような事件が起きないようにと願いつつ、最高裁に向けて新しい署名運動に取り組んで行く決意です。どうぞ今後もご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



支援する会・原告・弁護団

裁判で原告勝訴の場合は、「国側が上告できないルール」の確立を

堀さんも、小池さんも高裁で逆転勝利の判決を得た。しかし、二週間の上告期限で上告されてしまった。一見すると、厚労省や公務災害基金本部にも上告の権利があるようにみえる。しかし、それは本当の社会的正義を反映したものであろうか。

10年前の栄総行動の要求書を見ていたら、そこに「過労死事件の原告が勝利判決を得た場合は上告することが出来ないようなルールをつくれ」とある。労災補償法第1条で、「災害に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保するため・・・地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と定められている。この視点から見ると、上告することはいた

ずらに補償の迅速な実施を遅らせ、遺族の生活を不安定に落とし込むことになる。高裁判決に到達するまでに堀さんで、8年、小池さんで9年がたっている。こんなに長期間かかることは遺族だけが、その犠牲になることで、許されない。国の司法機関が審査して下した結論であるから、これを安易に上告することは、行政がしてはならないことと考える。フランスの労働裁判所では、殆どの判決が半年以内に出され、救済措置がとられると聞いた。労災の認定基準の公正さを守るために、最高裁判決まで待つというのは遺族の人権を軽視している現れではないだろうか。

(文責：宮崎 脩一)

2010年5月21日

声 明（勝訴判決を高く評価する）

豊川市堀さん公務災害認定裁判原告
豊川市堀さん公務災害認定裁判弁護団
堀さんの公務災害認定裁判を支援する会

本日、名古屋高等裁判所民事第3部（高田健一裁判長）は、平成14年5月27日に自殺した堀照伸さんについて、公務災害の認定を求めた裁判について、不当な1審判決を取消し、公務災害と認める判決をした。

照伸さんの配偶者で、原告の堀しずゑさんは、公務災害の申請をしてから、上司の部長のパワーハラスメントのある職場状況、児童課に異動してからの本人の様子などを主張し、照伸さんが自殺したのは公務によってうつ病が発症し、自殺したと主張してきた。高裁判決はこの主張に応えたもので、高く評価できるものである。

判決は、公務災害の判断基準について、平均的職員を基準とするのが相当であると考えられるが、平均的職員は、経歴、職歴、職場における立場、性格等において多様であり、心理的負荷となり得る出来事等の受け止め方には幅があるところであるから、通常想定される多様な職員の範囲内において、その性格傾向に脆弱性が見られたとしても、通常その公務を遂行できる者は、平均的職員の範囲に含まれるとした。

その上で、照伸さんが、それまで福祉部門の仕事に就いたことがなかったこと、児童課が仕事の種類が多く、難易度の高い仕事が多いこと、特に平成14年4月には、重大な問題となりかねない事案があり、公務の内容自体からくる心理的負荷の過重性があったと認めた。

また、照伸さんの上司であった部長の部下に対する指導がパワハラに当たることは明らかとし、その部長の下での公務の遂行は、平均的職員にとっても、かなりの心理的負荷になると認めた。

そして、照伸さんは、児童課へ配転してからの公務と、パワハラ心理的負荷によりうつ病を発症し、自殺するに至ったと認めた。

この判決は、労働者の立場にたった公平な基準を打ち出し、職場の労働による心理的負荷に配慮する必要があることを示し、さらにパワハラとされる上司の指導が、指導された当人を含めた職場全体の心理的負荷になることを指摘した上で、パワハラ被害の深刻さを示したものと見え、高く評価できる。

私たちは、この判決を地方公務員災害補償基金が真摯に受け止め、上告をしないように求める。また、私たちは、地方公務員災害補償基金が、過労死、過労自殺の認定基準を改め、働く公務員の立場に立った公務災害認定行政を行うように求める。

「やっと勝ったよ」と、夫に伝えたい!!

支援する会事務局長 長谷川 佳久



入廷する原告と支援者のみなさん



1. 中部電力藤原アスベスト裁判とは

藤原健二さんは、1958年から41年間、中電の火力発電所で働き1999年7月定年退職しました。

この間、火力発電所や新設の火力発電所を建設する職場で、発電や試運転業務を担当しました。

定年後、何ら異常もなく5年7ヶ月が経過した2005年2月、身体の異常を感じ受診した結果、4月に胸膜悪性中皮腫と診断されました。

その後、左肺摘出等の治療を受け、どうしても生きたいと懸命に闘病されましたが、2006年3月頃中皮腫が再発し、同年9月9日亡くなりました。

闘病中、自ら労災申請し、2005年12月労災が認定されました。

中電に対しては、会社に責任があると謝罪を求めましたが、認めようとせず、彼の死後1ヶ月が経って、「安全配慮義務

違反はない」などとする短い手紙が返送されてきました。

彼は亡くなる2週間前に、妻の重子さんに、「私は国の石綿施策、中電の労働者に対する疾病予防不備の犠牲者であり、被害は自分一人に留まらないと思う、中電は謝罪し、損害賠償すべきである」「提訴等も考えてほしい」と、自らの思いを家族に託しました。

彼の思いを託された重子さんと2人の娘さんが、2008年3月名古屋地裁に提訴しました。健二さんの元同僚19名の陳述書の提出と5名の証人が当時の職場環境の実態を証言し、2009年7月7日安全配慮義務違反を認める勝利判決を得ました。

中電は判決の翌日に控訴し、高裁での争いが続いてきましたが、今回の和解にて勝利的に決着しました。

2. 和解の特徴

(1) 和解内容の勝利的ポイント

ア. 本件裁判は東海地区で自らの企業を相手にしたアスベスト裁判です。

地裁判決が藤原さんの41年間の勤務期間中で、暴露の可能性を33ヶ月の建設

試運転期間に限定し、それに限って安全配慮義務違反を認定しました。

和解では、その不合理な枠を取り外

させ、今後の闘いの支障をなくさせました。また、解決金は、遺失利益等が存在しない純粋な慰謝料としては、名古屋地裁判決上回る、社会的水準を超えた金額（3,500万円）を確保できたこと。

イ. 今回の和解では、従業員や定年退職者に対するさらなる健康被害を生じさせないための措置や、定年退職者に対する弔慰金制度の創設を約束させました。これらは、訴状で請求されていません。

(2) 本件和解をめぐる経過の特徴

高裁で証拠調べを始める前の和解交渉であった。1回目の交渉結果で、裁判所の事実認識があまりにも低く、このままでは一審判決と会社言い分の折衷となる可能性が濃厚となったため、本人と代理人に加え、支援する会（中電OB）5名の同席を要求し、同意させました。これには会社

は「それでは法廷と同じだ」と大いに反対しました。

その後の交渉で、支援する会員は職場の実情について発言し、時には裁判所は「では和解の話はなしに」という緊張場面も見られましたが、結果的には裁判所の事実認識を変える大きな要素になりました。

3. 今後の課題

中電は、安全配慮義務違反を認めています。が、心底自らの責任を認めて救済しようという立場に立ち切れていません。引き続き、あらたに創設される救済制度の内容と実施状況を確認、監視すると共

に、現役、退職した人々の相談窓口にならないかと思っています。

これまでのご支援に感謝するとともに、今後とも変わらぬご指導、ご支援をお願いします。



故藤原健二さんの遺影を持つ妻・重子さん



遺族と弁護団 ↑

刈谷市職員
倉田過労死
公務災害認定裁判

高裁でなんとしても逆転させよう!

倉田さんの公務災害認定を求める会 第7回総会

事務局 今枝 正昭

2010年6月19日、刈谷市の美術館職員倉田さんの公務災害認定を求める会の総会が開かれました。4月21日、名古屋地裁判決は、公務災害認定を求める原告・倉田利奈さんや、災害補償基金支部がおこなった労働時間や労働の実態を覆したり、無視したりして、個人的な健康問題にすべて起因するという予想だにされなかった不当な判決を下しました。求める会は、声明を出して判決を批判。新たな運動を展開しようと開かれた総会でした。



報告する水野弁護士

◆まったく「むちゃくちゃな」不当な判決

福井弁護士は、労働時間をむちゃくちゃというほどに少なく認定した点について、事実誤認もはなはだしいと批判しました。残された公式文書以外の労働時間を認めず、災害補償基金支部が認定した80時間超の労働時間を大幅に切り捨てました。また、遅く帰宅し、深夜までワープロに向かっていたという妻の証言を、時間の経過があり、信用できないとの判断も恣意的と批判しました。これでは事実認定を正確に行う第一審裁判所の任務を全く果たしていない、と高裁でまきかえす決意を述べました。

水野弁護士は、被災者遺族の生活保障を趣旨とする労災補償制度の目的を考慮しないとんでもない判決と批判しました。本人を基準とする判断基準が全く無視されていること、高裁で問題を指摘し誤った判断を

◆涙をこらえて、倉田利奈さんが決意の挨拶

「思いもよらぬ敗訴にくじけそうになりましたが、支援のみなさんの励まし、暖かい配慮があつて、これで終わることはできない、と決意しました。夫の死は過労死、と亡くなったときから確信していました。子育てに没頭する時期をすぎ、やっとこの問題に取り組みました。思い出すのもつらい夫の仕事のことをまとめて裁判で陳述したのですが、全部否定する判決で、

糾したい、と力強く報告しました。倉田さんの健康に関して、通常の業務では全く問題がない本態性高血圧の危険因子について、医師の意見書が判決に反映していないことも大問題と指摘しました。客観的な証拠を集めなければ採用しないというのは民事の裁判になじまないと、裁判所の訴訟指揮も問題と述べました。

高裁で勝利しながら、上告されて最高裁で労災認定を闘うマツヤデンキの小池さん、豊川市職員の堀さんも発言。励まし合つてともに勝利しましょうと呼びかけました。会場いっぱい集まった70余名の支援する人たちは、行政の反動を許さないように署名や要請行動など運動を強めようと、決意も新たにした総会となりました。

ほんとうに悔しいです。このままでは、『俺の人権はどうなるのだ。』という夫の叫びに応えられません。生まれたばかりの娘は6年生、兄は中学2年生になりました。『まだ終わったわけではないよな』とわたしを励まします。亡くなった父親の仕事が正しく認められるまで頑張りたい。」と決意を述べ、暖かい拍手につつまれました。

マツヤデンキ
障がい者過労死
労災認定裁判

画期的な名古屋高裁判決から学ぶ 労災認定判決学習集会を開催

6月26日、豊橋市あいトピアにおいて、マツヤデンキ障がい者過労死裁判「判決」学習会が開かれ、35名が参加しました。

2000年12月24日、心臓機能障がい3級の小池勝則さん(37歳)が、自宅で急死しました。家電量販店のマツヤデンキ豊川店に勤務して一ヶ月半のことでした。

勝則さんの妻・小池友子さんは、「過労死ではないか」と、豊橋労働基準監督署に労災を申請しましたが、2002年9月13日に不認定。名古屋地裁への提訴も認められませんでした。(2008年3月26日)

2010年4月16日、名古屋高裁は、「小池勝則さんの死亡は、障がい者にとって過酷な労働が原因であり、労災である。」と逆転勝訴の判決を言い渡しました。

学習会は、講師の森弘典主任弁護士が次のように話しました。

「判決は当然の内容だが、現実の社会ではそれが認められていない。過労死弁護団、家族の会、支援する会、障がい者団体などの支援があってこそその勝利判決である。勝則さんにとって職場環境は厳しかった。家電販売という立ち仕事、33時間もの時間外

労働、販売ノルマ、職場の無理解など本当に苦しかったと思う。」

原告・小池友子さんは、「高裁判決を喜びすぎたかもしれない。これから障がい者雇用の門戸は広がって行くが、命の補償がない状態で雇用拡大だけが進められている。障がい者が安心して働ける条件づくりも同時進行させてもらいたい。」

学習会司会者は、白井良一さん。友子さんと同じく最高裁での闘いとなった、豊川市職員パウハラ自死裁判原告・堀しずゑさんからなど他の訴えがありました。

国民救援会・竹崎事務局長は、「これまでより踏み込んだ高裁の小池判決は評価するが、逆流も警戒しなければならない。」と強調しました。

支援する会・鈴木明男事務局長は、「7月17日に開催予定の臨時総会で、十万署名などの行動を提起。最高裁で勝利を確定して、労災認定基準の改正に結びつけよう。」と訴えました。また、中嶋事務局次長は、当面の行動提起と一層の支援を訴えました。

(文責：大家 信義)



豊橋市総合福祉センターでの判決学習会 ↑

学習会を伝えるマスコミ記事 ↓

障害者の雇用考えよう 豊橋、弁護士招き学習集会

障害者が安心して働ける社会のあり方を考える学習集会が26日、豊橋市の市総合福祉センターで開かれた。障害者の過労死訴訟を支援する団体の主催。雇用の間口が広がっても障害者に配慮が行き届きにくい現状や、労災が認められにくい制度の壁などについて市民約30人が学んだ。

心臓に障害を抱えながら家電量販店で立ち仕事に就き、1カ月半後に急死した同市の男性(当時37)の労災認定を求める裁判を担当している森弘典弁護士が講演した。

4月の名古屋高裁判決は、残業時間が国の認定基準に満たないとして

訴えを退けた一審判決を取り消し、男性本人を基準に検討を加えた結果、残業自体が過重だったと認めて原告の逆転勝訴としたが、被告の国が上告した。

森弁護士は「言ってみれば当たり前前の判決だが、それが認められない社会になっている」と振り返り、労災認定の基準が平均的な労働者に置かれ、個人差が軽視される傾向に疑問を投げかけた。

男性の妻、小池友子さんも「(障害者は)命の保障がない状況で雇用拡大だけが進められている。同じような被災者が出るのでは危機感を抱いている」と語った。

2010年6月27日付け 朝日新聞記事

被災者の掘り起こしと救済を!!

6月12日、アスベスト被災者の掘り起こしと救済をテーマに、労働会館2階会議室にてシンポジウムと総会が開かれました。

シンポジウムでは、コーディネーターを伊藤耕二氏（国労名古屋地本書記長）が勤め、鉄道現場の実態と国労のアスベスト対策についてその経験を報告した上で、司会進行を担当しました。

シンポでは、4名のパネラーの報告されました。



■高木弘己氏（呼吸器科医師・愛知健康センター理事長）

全国の民医連の呼吸器科医師団が行った肺ガンで亡くなった885名のX-PやCTの再読影を行いました。

その中からアスベスト曝露の事例がある

のではないかとという内容です。

特に愛知県内の報告を地域の特性や男女差などをパワーポイントで示しながら、詳しく報告をされました。

■西野賑郎氏（元中部電力労働者・愛知労働問題研究所事務局長）

大量のアスベスト使用職場、火力発電所で定年まで働きました。

発電所内はアスベストの粉じんが舞う中で就労。「石綿健康管理手帳」は会社が抵

抗したため同僚の証明で取得しました。受診の結果胸膜肥厚と診断、自覚症状は深夜の咳、朝の痰。登坂歩行時の心肺負担が報告されました。

■西本哲也氏（弁護士・アスベスト被害東海弁護団）

2007年9月から弁護士としてニチアス羽島や中電アスベスト裁判を取組みました。

2009年2月には羽島市内アスベスト被害住民の会とともに自治体要請。また中電裁判では一審で安全配慮義務違反を認めさ

せ、名高裁で地裁判決を上回る内容の和解が確定しました。

6月5日の110番は19件の相談がありました。電話相談だけで終わることなく面談し、医師の協力を受けます。

■石村ひろ江氏（建交労愛知県本部副執行委員長）

じん肺・アスベストの被災者を掘り起こす運動と被災者を救済支援する運動について報告されました。

被災者の掘り起こしは患者さんの多い地域でチラシを配布。南・港・岡崎・常滑・

瀬戸などで実施しました。

また、一人親方の被災者の労働者性を認めさせること。受診者には同行して医師との面談などとしています。肺機能低下だけでなく難聴などの相談もあります。

アスベスト対策愛知連絡会 第3回総会

引き続き、総会が開かれました。会の代表である渥美玲子弁護士から中電裁判で一審判決を上回る和解内容が成立する見通しと6月5日の110番で19件もの電話相談があったことなどの報告がなされました。

総会は情勢・活動報告・運動方針・会計報告・役員提案を満場一致で承認されました。参加者は25名でした。

（文責：鈴木 明男）

多くのことを学んだ「労安中央学校」

名古屋市教職員労働組合役員 荒木 照世

5月29日～30日、京都市内に於いて第6回労働安全衛生中央学校が働くもののいのちと健康を守る全国センターの主催で開催され、私は、愛知健康センターからの派遣として受講する機会を得、参加しました。中央学校は毎年1回開かれ、5回目までは東京で開催さ

れていました。今回初めて京都で名古屋からも近く便利でした。参加者は、200人余、北海道から沖縄まで全国から集まり、組合としては、医労連、全教、自治労連、化学一般などの参加でした。

◆ディーセンとワークなど豊富なカリキュラム

カリキュラムは働くものや組合運動にとって必要な大事な内容ばかりでした。開校講義「働くものの現状といのち、健康を守るたたかい」では、急増する精神障害・過労自殺の推移等大変な実態が話されました。第1講義は「労働安全衛生法規と健康で安全な職場作り」。選択2の講義は「頸肩腕・腰痛など筋骨格系の予防」。選択3では最近よくいわれるようになった「ディーセントワークとは一国際

労働基準との関連で」を受講しました。講師は、弁護士の牛久保秀樹氏。これを日本語で短く言うと「安心して働くことができる仕事」で現在のILOの目標になっています。非正規雇用・長時間労働・ワーキングプアー・過労自殺・パワハラ等々これらは「ディーセントワーク」と対極の状況であることは言うまでもありません。

◆要因を把握し分析し、発病前に予防する

、選択制講義では、「職場におけるリスクアセスメント入門ー慢性疲労をリスクとした健康調査論ー」天理大学教授近藤雄二氏の講義を聞きました。「労働者は自分たちの健康は闘うことなくして守れない。その闘いは、労働安全衛生活動に「参加して」、健康を守る労働条件をつくること」と強調されました。健康に許容できない影響・事項（リスク）をもたらす要因を把握、データの分析、評価（リスクアセスメント）する。リスクの軽減のためにリスク要因を取り除き、緩和する。この活動を定着させることが大事」ということです。労働者の慢性疲労、メンタル不全や過労死、

うつ病などが多くの職場で年齢層を問わず、発生しています。職場毎に違う多面的な要因を把握し・分析し、疾病にいたる前に「予防する」ことが労働組合の闘いとして今、最重要課題になっています。

最後に、ミニシンポ「労働安全衛生活動の実際」を医療現場、自治体職場、学校職場からの報告をもとに学習・討論しました。私も職場にできた労働安全衛生委員会に組合代表として長いこと参加してきました。2日間を通して大変多くのことを学んだ「労働安全衛生中央学校」でした。

第6回労働安全衛生中央学校の報告

吉川正春(事務局)

- ・5月29日午前11時～30日午前12時 ラポール京都ホール
- ・愛知からの参加者
全教愛知 加藤、通信産業労組 大村、自治労連 望月、健康センター 荒木・吉川
- ・印象に残った報告 京都府立高校
ノー残業デーの取り組み 第1水曜日をノー残業デーとして朝職員会議で校長から周知する。午後5時に組合役員がおそるおそる放送で訴え。
最初はシラーとした雰囲気。二年を経過し、三年目は「天使のささやき」と評されるようになった。

労働会館にAEDを配備 取扱い講習会を開催

6月3日、労働会館の本館と東館に、突然の心停止の救命処置装置AED（自動体外式除細動器）が配備され、その取扱い講習会が全入居者を対象に行われました。

心臓突然死の主な原因は心室細動という不整脈です。心臓突然死のおよ

そ8割が非常に危険な致死性不整脈といわれ、いつ、どこで、誰に起こるか判りません。もしも、身近で不整脈で倒れた人に遭遇した場合、AEDを使用すれば命を救うことができるかもしれません。

統計によれば、心停止から119番通報し救急車が到着まで12～13分かかります。5分以内に、AEDを使用して除細動（電気ショック）すれば、50%が突然死から救うことができるといわれます。「一刻も早い処置」が求められます。処置が1分早ければ生存率が10%上がるといわれています。

万一、心室細動の被災者に遭遇したら、近くにいる（医療関係者又はAEDの講習を受けた）人が率先垂範し、

①人工呼吸を繰り返す。



講習会の様子

②AEDを運ぶ人を指名する。

③救急車を呼ぶ人を指名する。

という手順で落ち着いて対応することです。

AED装置は、蓋を開けば自動的にスイッチが入り音声流れます。音声指示に従って、

①成人用か小児用モードかに切り替える。

②電極パッドを右胸と左脇腹に貼り付けると心電図の解析が始まり除細動が必要な場合は充電が始まります。

③放電ボタンを押す。

という手順で操作すれば、人命を救うことも可能です。

最近では駅や学校など公共施設や来店者の多い大型店舗などに配備されるようになりました。日常的にAEDのある場所を覚えておくといいと思います。また、万一を

想定して家庭でも購入するのもいいかと思いました。30万円程度で購入できます。

（文責：鈴木 明男）



本館1階に設置されたAED

書籍紹介



「反貧困でつながろう

改正入管法対応 外国人実習生支援ガイド

国境を越えた仲間たち」

樽松 佐一 著 かもがわ出版 頒価 ¥900

「世界に冠たる自動車メーカーと、国連に「奴隷労働になりかねない」と指摘される外国人研修・技能実習制度が並存する愛知県—それは、グローバル化した日本の縮図、ひいては世界のグローバリゼーションの縮図だろう。その地で誕生する「反貧困ネットワークあいち」の船出を飾る一冊。」と湯浅誠氏（反貧困ネットワーク事務局長）より推薦されています。

うつ病の相談が急増

父の日 過労死電話相談「110番」

6月19日(土)10時～15時まで、南部法律事務所、過労死弁護団と愛知健康センターの共同で、過労死電話相談110番が行われました。全国では30都道府県で取り組ま

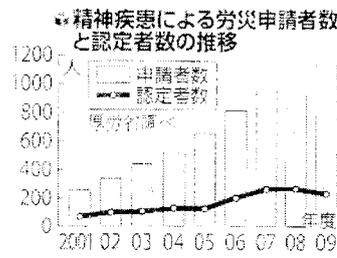
れました。結果は表のとおりです。愛知では9件の相談があり、そのうち7件がうつ病などの精神疾患に関する相談でした。

過労死・過労自殺・過労疾患110番 全国一斉電話相談状況

地域	相談件数	労災補償	精神疾患			その他	予防 過重労働	その他
			脳・心臓	自殺 精神疾患	その他 ストレス疾患			
全国	220	70	10	42	15	3	104	46
愛知	9	8	1	7	0	0	1	0



心の病 234人労災認定



職場でのストレスが原因でうつ病などの精神疾患になり、2009年度に労災認定を受けた人は234人になることが、14日発表された厚生労働省のまとめでわかった。過去最多の前年度を35人下回ったが、労災申請者は1336人(前年度比20%

昨年度 申請1000人超す

9人増)で初めて1000人を超えた。精神疾患が原因で労災認定を受けた人を年代別で見ると、20～40歳代が全体の約8割を占め、理由別では「仕事の量・質の変化」の80人が最多。労災認定を受けた人のうち、自殺者は63人(同3人減)だった。また、労災申請者の急増について厚生労働省は「不況で職場内の人間関係が悪化し、パワハラなどのトラブルに敏感になっていることも要因の一つ」と分析している。過労による脳出血や心筋梗塞が原因で労災認定された人は293人(同84人減)で、このうち過労死は106人(同52人減)だった。

2010.6.15付 読売新聞

厚労省 10.5.29

職場健診でうつ病検査

自殺防止へ定期チェック

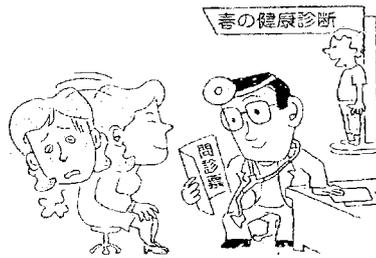
厚生労働省の「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム(P1)」は28日、職場の定期健康診断でうつ病など精神疾患をチェックするよう求める提言をまとめた。仕事上のストレスが原因でこうした精神疾患にかかるケースが増えており、生活習慣病などと同様に、職場での定期的なチェックを受けることで、自殺や休職など深刻な症状になる前に食い止める。

法改正 年度内目指す

同省は職場での定期健康診断の項目の見直しを含めて年度内に労働安全衛生法の改正を目指す。うつ病などのチェックは同省が作成した「職業性ストレス簡易調査票」などを利用することを検討。社員に調査票を配布して「1時間内に仕事が処理できない」「職場の雰囲気は友好的か」「上司に気軽に話ができるか」など約60項目に回答

して診断する。こうした診断結果が不当配転など労働者の不利益にならないよう、労働安全衛生法に明記する方針。提言では日常的に部下と接している管理職に対するメンタルヘルズ教育の促進を求めた。精神疾患の疑いが出た場合、社員の勤務時間短縮や休職、職場復帰などが適切

に実施できるよう産業医などメンタルヘルスの専門家がいる病院を企業が活用できる制度の創設も提言した。うつ病などで休職した場合は、全国の地域障害者職業センターなどで職場復帰を支援。生活リズムの立て直しや職場の受け入れ態勢の整備など円滑な職場復帰ができるよう職場と医療機関の連携を求めた。



こころの風邪も職場でチェック

念願の“現職死亡ゼロ”達成

名古屋水道労働組合労安活動

名水労書記長 佐賀 達也

名水労では先達から受け継いだ「働く者のいのちを守る」精神を大切に、「松川労災認定訴訟」や「公務上の酸欠死亡事故」など貴重な教訓を踏まえ、労働組合として安全衛生活動の強化を上下水道局に働きかけ、全国的にも評価される重層的な安全衛生委員会体制を構築してきました。

147 人の労使が参加した安全衛生学習会

年に一度労使での共催という形で「労働安全衛生学習会」を6月に開催しています。この学習会には職場の安全衛生委員のみならず、新たに安全衛生管理者となった新任の管理職も参加し、その時々の特徴的な課題についてディスカッションをとおして、職場を基礎とした安全衛生活動について認識を深める場としてきました。

今年も6月3日に名古屋市公会堂において、労使合わせて147名が参加し、名水労第39回労働衛生学習会を開催しました。今年度の特徴は30年間維持してきた浄水場や水処理事務所における夜勤体制の見直しと2009年度の現職死亡ゼロの達成という、二つの課題に議論が集中しました。

労働条件もいのちと健康を守る立場で

前段の夜勤体制の見直しでは、30年前の松川労災認定訴訟の中で「畳の上で死んでも労災は労災」を訴え、当時の過酷な長時間拘束労働の実態を是正させ、激しい労使協議の中から構築した16時間勤務の勤務体制について、2010年4月から24時間拘束勤務へ労働条件を後退させる形で変更を強いられる結果となってしまいました。労使の確認では、この一

年間を試行期間とすることとしましたが、技術革新による業務内容の変化を含めても長時間拘束勤務による心身両面の健康への影響が懸念されます。名水労では早速夜勤従事者に対するアンケートを実施するなど、安心して永く働き続けられる制度への労働条件の回復をめざした取り組みを安全衛生活動の中から、粘り強く続けることとしています。

40年間追及した現職死亡ゼロ

もうひとつは、労働組合として最もうれしい出来事についてです。ここ数年、厳しい定員管理による業務量の増加などからくるメンタル疾患の急増、それに伴い自ら命を絶ってしまう悲しい出来事や悪性腫瘍等の発症により退職を目前に控え現職死亡してしまう、労働組合としてはやり切れないケースが後を絶ちませんでした。名水労では「退職時に健康な体で家庭に返す」をモットーとしてきましたので、非常に辛い思いでこの事態の打開への活路を探ってきました。そこで、やはり原点に立ち返り労使による健康管理やメンタルヘルス対策を強化し、職場からの安全衛生活動を重視することとし、その結果、2009年度は“現職死亡ゼロ”を達成することができました。安全衛生活動は一旦手綱を緩めれば一気に急降下してしまうものだと考えます。したがって、これにおごることなく名水労は先達たちの貴重な取り組みを活かし、職場からの草の根の安全衛生活動を大切にする運動を続けていきます。

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。(順不同)
公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目していることが伝わるように、あなたも傍聴に参加してください。署名にご協力ください。

小池裁判—最高裁

(障がい者マツヤデンキ過労死労災認定訴訟)

6月26日豊橋市「あいトピア」で障がい者の労災認定裁判「判決」学習集会を行いました。7月17日午後2時から「ウインクあいち」で支援する会の臨時総会を開きます。最高裁宛要請署名を始めています。

堀裁判—最高裁

(豊川市職員過労自死の公務災害認定を求める)

5月19日(水)、名古屋高等裁判所は地方公務員災害補償基金愛知県支部が行った公務外裁決を認めた地裁判決を取り消す(原告勝訴)判決を言い渡しました。堀さんは児童課へ配転してからの公務と、パワハラの心理的負荷によりうつ病を発症し、自殺するに至ったと認めました。県庁前で勝訴報告を宣伝カーで行い、基金支部や本部に「上告するな」の申し入れを行いました。6月4日「上告する」との不当な通知がありました。

藤原裁判—高裁による和解成立

(中電労働者アスベスト損害賠償訴訟)

6月21日(月)和解法廷が行われ愛知健康センターからも10人の代表団の一人として参加しました。中電は地裁判決を上回る解決金に加え、安全配慮義務違反を認め、遺族への謝罪、退職者の健康被害者への弔慰金制度の創設など原告の主張をほぼ全面的に認めた内容です。

鳥居裁判—地裁

(先生が倒れ障害者に、公務災害認定を求める)

次回弁論準備は7月7日(水)午後4時30分です。陸上部顧問の先生が3回目の陳述書を提出します。あわせて同先生の証人採用を求めます。

倉田裁判—高裁

(刈谷市職員過労死の公災認定を求める訴訟)

4月21日、請求を棄却する不当判決にたいし、原告利奈さんと弁護団は即刻、提訴しました。6月19日第7回の「公務災害認定を求める会」の総会が開かれ(詳細は本文参照)、高等裁判所の審理に向けて取り組むことを確認しました。高等裁判所の口頭弁論が9月6日に予定されています。

小出裁判—地裁

(ソフトバンク過労自死労災認定訴訟)

4月26日第5回の「支援する会」の総会が開かれ、高等裁判所の審理に向けて2万人以上の署名や法廷内外の闘いを結合して取り組むことを確認しました。7月21日(水)午前11時から進行協議が行われます。

田中裁判—地裁

(ジェイテクト労働者うつ病解雇撤回訴訟)

5月27日弁論準備では、「復職可能であった」との原告の主張に対し、被告から『薬を服用していた』から回復していなかった」とお粗末な反論がありました。今後長時間・過密労働の実態を明らかにしていくと共に、復職手続きの不利を追及していきます。次回は7月6日午後4時から弁論準備です。

市バス運転士山田事件—基金支部

(パワハラで自死、基金に公務災害申請中)

4月5日名水労、6月18日名古屋市職労、6月24日市職環境局支部の中央委員会で支援を訴えました。地方公務災害補償基金名古屋市支部への申し入れでは基金本部への合議事項とされて1年余を経過していますが、まだ決定が出ていません。7月12日、基金本部に直接面会・申し入れを行います。

私の生まれた故郷は、いま



相生山緑地を分断する道路工事は即時中止を！

鈴木 利往（愛知健康センター事務局員）

6月初め、先輩に誘われ名古屋市内の相生山緑地に陸生天然ヒメボタルを見に行きました。短い時間の周期で点滅するヒメボタルの淡い光に心落ち着く感じを覚え、このような蛍の観賞は、何十年ぶりのことでした。

蛍は、自然の度合いを見きわめるバロメーターともいわれており、名古屋市内でこれだけの数のヒメボタルを支えるには、落葉樹林の腐葉土を住処とする、陸生のカタツムリが少なくとも何十万頭、いや何百万頭と生息する環境があるということです。そんなすばらしい自然環境が名古屋市内にも残っていました。

蛍……。私の生まれ故郷は、紅葉で有名な香嵐溪を經由し、国道153号線を途中で岐阜方面へ、足助から約10km程いった柳野という十軒ほどの家屋からなる田舎です。ここで生まれ、小学校へ上がる前に名古屋へ出てきました。

夏の夜は、蚊帳の内の寝床に入ると、蛍が部屋の中まで入ってきたことや、朝起きてみると、道路を横切ろうとして車に潰された沢ガニがたくさんいたものでした。また、小川にタモを入れ、足でガサガサとやると小魚やドジョウも捕れました。我が家ではヤギを飼っており、祖母がヤギから搾ったヤギ乳をおやつに飲んだこと、秋になるとキノコや自然薯を食べたことを覚えています。

このような自然豊かな生まれ故郷も、公共事業の名の下に自然破壊が進みました。耕地整理では田の畦道が拡張されて農耕用の舗装道路が整備されました。小魚やドジョウを捕って遊んだ小川は、コンクリートのU字溝が敷き詰められた流れに変わりました。小さな獣が落ちたら這い上がることは勿論できません。

極めつけは、数年前に発表された、それほど交通量が多くない道路の整備計画です。その内容は、川を挟んで橋脚を立て橋を架けるというものでした。橋の両側は山が迫っています。そのため当然山を削る必要がありました。結局、計画通りに工事は行われ、山は見るも無惨に形を変えてしまいました。

50年前の小学校の頃には、夏休みに両親に連れられて毎年のように行った生まれ故郷。その故郷を訪れるたびに、自然が少しずつ失われてゆく様子を垣間見てきました。その結果、飛び交っていた蛍はいつの間にか姿を消し、田んぼからはタニシがいなくなり、小川からはドジョウがいなくなりました。最近ではほとんど蛍は見かけなくなりました。一度破壊されてしまった自然は、決して元には戻らないのです。

陸生天然ヒメボタルの生息地・相生山緑地を東西に向けて900mの道路を造る工事が行われようとしています。ヒメボタル観賞の時、まず目に飛び込んできたのは無粋な道路工事中の看板！相生山緑地出入り口には、ボランティアの方が案内に当たっていましたが、この道路計画は50年前に計画されていたと話されました。相生山緑地は、名古屋市内に存在する、貴重な、貴重な天然ヒメボタルの生息地です。このまま道路工事が行われたら、故郷の山が削られたように、自然環境破壊は必ず起こり、天然ヒメボタルの生息地は消滅するでしょう。相生山緑地を分断する道路工事は即時中止して欲しい。緑の地球は緑のまま子どもたちに残してあげたい。

事 務 局 日 誌

<p>5月1日 土 メーデー 小出・田中・山田署名の訴え</p> <p>5月6日 木 市バス山田署名基金支部提出8人参加 (宮崎・吉川)</p> <p>岐阜Mさん電話相談(障害等級)</p> <p>三菱派遣切り裁判(宮崎・大家)</p> <p>名高教来所 教育予算増額署名の依頼</p> <p>5月7日 金 鳥居裁判(鈴木・大家)</p> <p>5月9日 日 西三河ネットワーク結成総会(近森・鈴木・吉川)</p> <p>5月10日 月 美濃浦さん労災認定お礼に寄付</p> <p>5月12日 水 Kさん電話相談(安全配慮)</p> <p>ホームページ更新(木村)</p> <p>5月13日 木 臨時理事会17人参加(佐々木参加)</p> <p>5月14日 金 第3分科会(労働災害)6人(近森・鈴木)</p> <p>5月17日 月 静岡Mさん電話相談</p> <p>鈴木(利)さん事務局歓迎会</p> <p>5月18日 火 20周年座談会打合せ(鈴木・近森・吉川)</p> <p>5月19日 水 Hさん来所相談(医療過誤)</p> <p>堀弁護士会議(宮崎・吉川)</p> <p>5月20日 木 Iさん電話相談(復職手続き)</p> <p>5月21日 金 堀判決逆転勝訴 報告集会・激励会</p> <p>第4分科会(教育)10人(今枝)</p> <p>泰中激励会(宮崎・大家)</p> <p>5月24日 月 堀「上告するな」基金支部に申し入れ10人(吉川)</p> <p>県庁前宣伝カーで判決報告</p> <p>5月26日 水 小出裁判(鈴木・大家)</p> <p>5月27日 木 堀判決豊川市役所申し入れ6人(宮崎・吉川)</p> <p>保険医協会訪問「加入」訴え(鈴木・吉川)</p> <p>田中裁判(近森)</p> <p>5月28日 金 堀「上告するな」基金本部要請6人</p> <p>5月29日 土 労働安全衛生中央学校(荒木・吉川)</p> <p>5月30日 日 反貧困ネット(鈴木)</p> <p>5月31日 月 藤原裁判(和解合意)</p>	<p>6月2日 水 三菱派遣切り裁判 来所訴え(大戸・久田)</p> <p>全国青年歌う会訴え(金丸・新美)</p> <p>6月3日 木 西三河ネットワーク世話人会(鈴木・近森)</p> <p>6月4日 金 堀公災基金本部上告 岡村弁護士から電話</p> <p>名水労「労安学習会」(大家・吉川)</p> <p>6月10日 木 小池労災最高裁での取り組み要請 (自治労連・市職労・名水労・名高教・愛高教・救援会)</p> <p>Nさん自死賠償請求相談 南部法律に(鈴木・吉川)</p> <p>6月12日 土 アスベスト総会25人(鈴木・大家)</p> <p>6月15日 火 堀弁護士会議(宮崎・吉川)</p> <p>富士ツーリスト来所 20周年記念旅行</p> <p>6月16日 水 判例研究会(小池・堀・倉田判決)20人(宮崎)</p> <p>全国センター事例研究会・小池(鈴木)</p> <p>6月17日 木 第3分科会(労働災害)9人(近森・鈴木・吉川)</p> <p>6月19日 土 過労死110番(南部法律事務所(鈴木・宮崎)</p> <p>電話相談(通勤費の支払い) 愛労連相談センターへ</p> <p>6月21日 月 小出弁護士会議(宮崎)</p> <p>藤原裁判和解勝利報告集会(宮崎・大家・近森)</p> <p>6月23日 水 Sさん電話相談(夫の過労死運送会社)</p> <p>6月24日 木 事務局会議・20周年記念行事検討会(7人)</p> <p>6月25日 金 第1分科会(メンタル)8人(鈴木・吉川)</p> <p>6月26日 土 小池「判決」学習集会(鈴木・大家)</p> <p>6月28日 月 修善寺郵便局山田さん</p> <p>労災認定報告お礼に来所</p>
--	--

裁判所への要請署名など多くの支援を寄せて頂いています。
民主団体や個人の方からも郵送など届いています。
貴重な署名ありがとうございます。

小池労災	最高裁へ	署名集約中
堀公災	最高裁へ	署名準備中
倉田公災	高裁へ	署名準備中
小出労災	地裁へ	6,270筆(集約中)
山田公災	基金支部へ	5,221筆(集約中)
田中うつ病解雇	地裁へ	1,000筆(集約中)

名古屋高教組の「教育予算増額署名」それぞれ取り組んで頂きありがとうございます。

小池、倉田、堀と続いて判決があり、健康センター事務局はその対応に大わらわでした。

夫が亡くなって小池さんは9年、倉田さんは11年、堀さんは9年もの年月を経ています。

国は更に遺族を苦しめるのか！ 怒りが絶えない事務局でした。

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
7月1～7日	全国安全週間	
1日(木)	三菱電機派遣切り第7回口頭弁論	16:00 名古屋地裁
	第4回理事会	18:30 労働会館2階会議室
3日(土)	第5分科会打合せ	14:00 事務所
5日(月)	事務局会議	10:00 事務所
6日(火)	小出裁判弁護団会議	11:00 南部法律事務所
	ジェイテクトうつ病解雇・田中裁判	16:00 名古屋地裁
7日(水)	豊橋市石巻中学・鳥居労災認定裁判進行協議	16:30 名古屋地裁
8日(木)	鳥居さんを支援する会総会	13:30 豊橋市職員会館
11日(日)	参議院選挙投票日	
12日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	アスベスト対策愛知連絡会	14:00 小会議室
16日(金)	愛知センター20周年第3分科会準備会	18:30 事務所
17日(土)	マツヤデンキ・小池裁判を支援する会臨時総会	13:00 ウィンク愛知(元中小企業会館)
19日(祝)	豊川市職員・堀さんを支援する会総会	13:30 豊川市勤労福祉会館
20日(火)	事務局会議	10:00 事務所
	倉田弁護団会議	13:30
21日(水)	小出裁判	11:00 名古屋地裁
22日(木)	第1分科会第2回打合せ	18:30 事務所
26日(月)	事務局会議	10:00 事務所
8月2日(月)	事務局会議	10:00 事務所
3日(火)	堀弁護団会議	13:00 南部法律事務所
8日(日)	豊橋市石巻中学・鳥居裁判を支援する会総会	13:30
9日(月)	事務局会議	10:00 事務所
23日(月)	事務局会議	10:00 事務所
25日(水)	2011年会誌納品	
26日(木)	三菱電機派遣切り証人尋問	16:00 名古屋地裁
27日(金)	事務局会議	10:00 事務所
28日(土)	愛知センター20周年記念行事(分科会・記念講演・祝賀会) 20周年年会誌発刊	10:00～18:30 労働会館全館
9月6日(月)	刈谷市職員・倉田過労死裁判	10:00 名古屋高裁
8日(水)	過労死研究会	18:30 水野法律事務所
9月11日(土)	愛知健康センター第20期総会	14:00 労働会館2階会議室
24～25日	過労死弁護団全国連絡会総会	浜松市
25日(土)	アスベスト藤原裁判報告集会	15:00 労働会館ホール